

## 議 事 内 容

専務理事	<p>皆様、ご着席ください。</p> <p>本日の「第21回常設審議委員会」については、審議委員の総数19名に対し13名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、坂井会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>第21回常設審議委員会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。</p> <p>今日は12月の15日、早いもので今年も残すところあと2週間余りとなりました。本当に慌ただしい一年だったような気がいたします。今年のご承知のとおり農業委員の統一改選が行われ、県下ほとんどの市町が新体制へと移行しました。来年は4市町が残っておりますが、農業委員と農地利用最適化推進委員の連携など、まだまだ整理していく必要があるかと思えます。</p> <p>ところで、本日の常設審議委員会では、農地法による農業委員会からの意見聴取について、第4条・1件うち3,000㎡を超える案件は1件、第5条・10件うち3,000㎡を超える案件は7件、合計11件うち3,000㎡を超える案件は8件となっております。</p> <p>どうか慎重にご審議いただきますよう、お願い申し上げます。</p>
専務理事	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、常設審議委員会に入りたいと思いますが、農業会議定款第45条の規程に基づき、議長を会長にお願いします。</p>
議 長	<p>只今から議事に入ります。</p> <p>議事録署名者として、<input type="checkbox"/> 委員と <input type="checkbox"/> 委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。</p>
議 長	<p>それでは、農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取に入ります。</p> <p>一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局及び農業会議事務局から説明をお願いします。</p>
農業会議事務局	<p>(前月の審議案件の結果について報告)</p> <p>農業会議より植林の案件について説明いたします。</p> <p>農業委員会経由、農地法第4条関係、申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されており、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。</p>

農業委員会

農業委員会より説明いたします。

整理番号 5 - 1、申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号 5 - 2、申請の認定こども園用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

農業委員会

農業委員会より説明いたします。

整理番号 5 - 3、申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号 5 - 4、申請の資材置場及び作業員駐車場用地への一時転用において、申請地は市町村が定める農業振興地域整備計画において農用区域内にある農地ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

農業委員会

農業委員会より説明いたします。

整理番号 5 - 5、申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

農業委員会

農業委員会より説明いたします。

整理番号 5 - 6、申請の宅地分譲用地への転用において、申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域にある農地であることから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

農業委員会

農業委員会より説明いたします。

整理番号 5 - 7、申請の社会福祉施設用地への転用において、申請地は水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に2

		以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存在する農地であることから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。
農業会議事務局		最後に、1,000㎡以上3,000㎡以下の農振農用地・甲種農地・第1種農地のうち農業用施設・農家住宅・植林を除く案件については、農地法第5条関係が 1件、 1件、 1件の計3件でございます。 併せてご審議のほどお願いします。
議 長		農地法第4条関係1件、第5条関係10件、合計11件について説明がありました。 ここで、3,000㎡を超える8案件について、案件ごとに審議を行いたいと思います。
議 長		はじめに、農地法第4条関係、 農業委員会経由、申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委 員		植林後の維持管理はどのようにされることになっていきますか。
委 員		今回の植林については、 森林組合と十分協議をされておりまして、造林補助金を使ってするという見積もりが提出されております。造林補助金をもらう際には、森林国営保険に10年間加入することという条件がありまして、それも計画の中に入っております。それから、県庁の林野の担当に聞いてみますと、造林については一定年数以上ちゃんと管理してもらうのが条件となっており、今回の場合 森林組合と連携を取りながら取り組むということですので、今後もそういう形で保育していくと期待しているということでした。
委 員		そうすると、森林組合が下草刈りや枝落とし等は受けなくなっていくということですね。
委 員		造林事業のの保育事業を活用するとのことですので、そのように理解しています。
委 員		はい、分かりました。
委 員		ここは茶畑ですか、みかん畑ですか。
委 員		茶畑です。
議 長		他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委 員 一 同		(意見・質問・異議なし)

議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(挙手多数)
議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
	委員	1種農地を転用適当と判断された理由を、聞き漏らしましたのでお願いします。
	農業委員会	許可の基準としては、住宅で集落に接続して設置されるものということで許可し得ると判断しております。
	委員	農振白地ですか。
	農業委員会	はい、白地でございます。
議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(挙手多数)
議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の認定こども園用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
	委員	5 - 7の農業委員会の分は補助金が付いていますが、この件については補助金が付いていないのですか。
	農業委員会	補助金が付く予定だとは伺っておりますけれども、交付決定がまだ出ていないということで、今回は融資で賄う計画となっております。

委員	はい、分かりました。
議長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	転用面積が1町歩で37区画、建設費が259,000千円ですけど、この37棟は全部造りは一緒ですか。
農業委員会	計画の中では、A、B、C3タイプの図面を出されております。
委員	申請地の東側の道路は、幅員が2.5mから3mぐらいしかないと思いますけれども、車の出入りは、東側のか西側のパチンコ屋さんの方から出入りされるのか、どうなのでしょう。進入路としては狭いのではないかと思うのですが。
農業委員会	申請地の東側には町道が走っており、西側の方は町道を新設され、申請地に2カ所町道なり開発道路なりを設けられることとされております。
委員	道路敷きとしては上がってこないということですか。
農業委員会	東側は増やさないということで、西側の町道を拡幅されて、申請地の中に3本町道と開発道路をいれられますので、敷地からそこに面することになります。
委員	町で造るからこの宅地転用の申請には上げないということですね。
農業委員会	いったん開発業者が道路まで設置された後に町の方に移管されるということで、町道関係の部署と協議をされています。

委員	その場合、この転用の中に入れなくていいのですか。開発業者が転用するということになりますので。
農業委員会	この申請の中に、道路が東西に3本走るといって入っています。
委員	その部分ではなくて、に走る道路から敷地へ入る南北の道路のことです。進入路を拡幅されるなら、今回の申請と一緒にされるべきではないですかということです。
農業委員会	それは申請の中には入っておりません。農地ではありませんので。
委員	農地ではないのですね。分かりました。
議長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の資材置場及び作業員駐車場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	共乾施設を建設するのに5カ月間で大丈夫ですか。
農業委員会	共乾施設につきましては、もう着工されております。ただ、4月末までの期間の中で、今回資材置場等が不足したということで、隣の土地を借りられての申請です。
委員	今現在建設中のところに置いていて、足りないということですか。
農業委員会	はい、そうです。
議長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)

議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(挙手多数)
議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして 農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請 の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないで しょうか。
	委員	土地の利用及び施設の概要の部分で、建売分譲住宅とその他の 住宅敷地に分けて掲げられていますが、これは建蔽率の問題で分 けて書かれているのですか。一区画の面積で表してくれた方が、 我々は分かりやすいです。
	農業委員会	県の申請書の様式が建築物の面積を書くようになっておりま す。
	農業会議事務局	そういうご意見が出ておりますので、次回からは分けずに区画 面積で表示をいたします。
	委員	分かりました、お願いします。
議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(挙手多数)
議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして 農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請 の宅地分譲用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでし ょうか。
	委員	転用目的が宅地分譲と上げてあるのですが、一般的には建売分 譲住宅となるのでこれだけ書いてあると分かりにくいです。先程 事務局に確認しましたら、都市計画法による用途指定地域だから

		これでいいんですよということだったのですが、できればそれをカッコ書きで表してほしい、これはお願いします。
農業会議事務局		分かりました。
議 長		他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委 員 一 同		(意見・質問・異議なし)
議 長		ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同		(挙手多数)
議 長		挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
議 長		次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の社会福祉施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委 員		賃貸借契約満了後の底地の取扱いについて、契約の中で明記されていればお願いします。
農業委員会		そこは明記はされていません。存続期間は平成49年までとなっているのですが。
委 員		造成された土地については、何も謳われていないのですか。
農業委員会		謳われていないです。
委 員		の賃借料と合わせてあるのですか。
農業委員会		そこまでは聞いておりません。その転用はずいぶん前で、近隣の情報については我々はキャッチしておりませんが、資金面などを考えてその賃借料になったということは確認しております。初期投資を抑えるということです。
委 員		分かりました。
議 長		他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委 員 一 同		(意見・質問・異議なし)
議 長		ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。



		それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同		(挙手多数)
議長		挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
議長		最後に、1,000㎡以上3,000㎡以下の農振農用地・甲種農地・第1種農地のうち農業用施設・農家住宅・植林を除く案件について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同		(意見・質問・異議なし)
議長		ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同		(挙手多数)
議長		挙手多数ですので、1,000㎡以上3,000㎡以下の案件についても異議ないものと認め、先ほどご決定いただきました3,000㎡を超える案件と合わせ、本日意見を求められた農地法第4条関係1件、第5条関係10件について、各市町農業委員会会長に異議なしとして回答することといたします。 以上をもって、議事を終了いたします。
		議 事 終 了
専務理事		ありがとうございました。 以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

1 4 時 1 5 分